

東京家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成18年2月24日(金)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 大津佳子

東京都社会福祉協議会福祉部長 中村孝一

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 大石忠生

東京保護観察所観察第三課長 岸規子

国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤弘子

(3) 学識経験者等委員

元共同通信社編集局総務兼関東総局長 中原鐵治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀川末子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 細川清

東京家庭裁判所家事部所長代行 石田敏明

東京家庭裁判所少年部所長代行 八木正一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 大谷敏也

東京家庭裁判所家事首席書記官 碓井久雄

東京家庭裁判所少年首席書記官 寺田幸治

東京家庭裁判所事務局長 林 隆 峰

東京家庭裁判所事務局総務課長 川 端 素 子

(7) 説明者

東京家庭裁判所裁判官 岡 健太郎

東京家庭裁判所家庭裁判所調査官 河 合 明 博

東京都児童相談センター相談処遇課長 加 藤 芳 三

「こどものうち八栄寮」主任 大 村 正 樹

4 議事

(1) 協議事項 児童福祉法第28条（以下「法28条」という）について

各説明者から、概ね次のような説明があり、意見が述べられた。

ア 法28条の審判の手續等について

児童虐待に関する家庭裁判所の関わりとしては、民法834条親権喪失の宣告事件と法28条の児童養護施設入所等の措置の承認等の事件があるが、親権喪失の宣告事件はごくわずかで、法28条事件が主たる事件である。法28条事件は、各種施設への入所等の措置を採ることが児童の親権者等の意に反するときに、その意に反して措置を採るものである。児童虐待問題は最近とみに深刻な社会問題になってきており、法28条事件の申立件数も増加してきている。

家庭裁判所における児童虐待関係事件の審理の大まかな流れについて、虐待を認知した場合、児童相談所に相談・通告がなされ、児童相談所は、深刻な虐待が疑われる場合に一時保護で児童の安全を確保する措置を採る場合もある。児童相談所の調査の結果、一番深刻なケースでは保護者から児童を分離することになり、その場合に保護者が同意しないときは家庭裁判所の承認を得て入所措置を採る。家庭裁判所は法28条事件を受理すると、早期に審判期日を開いて事情聴取を行い、具体的な争点を明らかにする。その結果に基づいて、家庭裁判所調査官が裁判官と協議しながら「身体的

虐待 暴行」,「性的虐待」,「ネグレクト 監護・養育に必要なことをしないこと」,「心理的虐待」といった虐待の事実があるか,保護者のもとに返すと再び虐待を受ける虞があるかを調査し,裁判官は,多くの場合は最終的に保護者の意見を聞いた上で,入所承認又は申立却下の審判をする。

家庭裁判所に来る事件の特徴として,学校等,警察,医療機関から来る事件が主で,対象児童は小学生,中学生,0~3歳未満,3歳~学齢期前の順に多い。全体では男女ほぼ半々だが,高校生では女子が大半である。保護者の状況は実父母のいる者が4割弱で,6割は実父だけ,実母だけ又は実母と養父等である。児童に対する主たる虐待者は実母が5割強,実父が4割弱である。身体的虐待の事件数が最も多く,ネグレクトも同程度で,心理的虐待や性的虐待も相当数認められる。

こういった児童虐待の深刻化を受けて平成16年に児童福祉法等が改正された。その柱は,第1に市町村と児童相談所の役割分担・連携等を通じた児童相談体制の強化,第2に児童福祉施設等の見直し,第3に要保護児童への対応における司法関与の強化である。家庭裁判所の事件処理と関係するのは第3の柱で,その内容は主に「入所措置の2年の有期限化と家裁による更新承認が定められたこと」,「家庭裁判所が承認の審判の際に保護者に対する指導措置の勧告を行う仕組みが設けられたこと」,「面会通信制限の審判前の保全処分が設けられたこと」である。

イ 法28条に関する事件の調査の状況等について

一般的な児童虐待の態様として,最も多く受理しているものは身体的虐待であり,身体的虐待の場合多くの事例で心理的虐待が同時に起こっている。性的虐待は面接交渉事件で面接拒否の理由として時折見受けられ,ネグレクトは影響が子どもに出ているケースが多い。変わったものとして,病気の子どもの面倒を見るけなげな親を演ずることで評価を得て自分の存在を確かめる「代理によるミュンヒハウゼン症候群」というものもある。

家庭裁判所における法28条事件の調査の実際としては、児童相談所の情報や保護者からの事情の聴取のほか、子どもの話を聞いたり、関係機関から事情を聞くことになる。子どもや保護者から正確な情報を得るのは難しい。客観的な資料として関係機関からの事情聴取が大きなポイントになり、通常は非常に協力してもらっているが、個人情報であることや保護者との関係悪化を懸念して正確な情報が入手できないこともある。

虐待親の特徴としてよく表れるものは、攻撃的、被害的で、関係機関を巻き込もうとする姿勢である。児童相談所に対する反感が非常に強く、家庭裁判所に来てもらうだけでも大変である。虐待を認めない場合には「行為自体を認めない場合」と「行為が虐待に当たることを認めない場合」があり、虐待を認めない理由は、生活保護が打ち切られる、児童扶養手当が減らされるといった経済的な不利益、近所の評判や愛人・パートナーとの関係が壊れることを恐れる、罪の意識に直面するのが辛い等であると思われる。保護者との関わりでは再統合を目指して支えるという視点を大切に考え、子どもとの関わりでは無理に話させたりせずに様子を観察し、関係職員から情報を得て調査を行うといった姿勢でいる。

虐待にかかわる機関の果たす役割として、保育園や学校の先生に敏感に子ども達に目を向けてもらうことと、関係機関が連携して親子両方を支えながら何とか統合を図るという視点が必要だと思う。

ウ 児童相談所について

児童相談所は、児童・家庭福祉及び児童自立支援施策を展開する中心的機関と位置づけられており、現在、全国に187カ所ある。東京都には、児童相談センターのほか、区部6カ所、多摩地区4カ所に設置され、うち5カ所に一時保護所が併設されている。

児童相談所の機能としては、「都民一般、関係機関からの相談、通報・通告、送致を受ける機能」、「調査、診断、判定、援助の決定機能」、「一

時保護の機能」,「子どもを在宅のまま指導する機能」,「児童養護施設等への入所措置や里親等への委託措置の機能」の5つがある。

児童相談所で受けた相談の処理の流れとして,通常,週1回開催の受理会議で相談内容を調査・診断して援助の方針を決めていくが,「被虐待通告」では即刻,緊急受理会議を開催して判断する。その後も調査を継続し,心理的・医学的な診断等をして総合的に見て親元に返せないと判断した場合,児童養護施設等への入所措置等をする。その場合に保護者の同意が得られないときは,東京都では東京都児童福祉審議会子どもの権利擁護部会に諮問し,答申を得て家庭裁判所に法28条の申立をする。

子どもと家庭をめぐる状況については,育児に不安感・負担感を感じている女性の割合は,共働き家庭で約3割,専業主婦の家庭で5割弱と言われる。親の子育て不安・負担感の増大が地域における養育力の低下と相まって,結果として深刻な児童虐待の増加の原因となっており,虐待の予防のためにも子育て支援,両立支援が必要になってきていると思われる。

平成16年の全国及び東京都の児童相談所での児童虐待処理件数は過去最高を記録した。主たる虐待者は実母であることが多く,生活苦,育児への不安・負担感,地域での孤立感に加え,精神疾患や精神的に不安定な状況を併せ持っている者が多く見られる。特に男性は虐待を認めない者が多く,暴力等の行為は認めるものの駄だと主張し,理解がなかなか得られない。主たる虐待者の心身の状況としては「人格障害又はその疑い」,「性格の偏り」,「精神病又はその疑い」,「精神的な問題」が挙げられ,虐待家庭の状況としては「ひとり親家庭」,「経済的困難」,「親戚・近隣・友人からの孤立」,「夫婦間不和」,「育児疲れ」が挙げられる。虐待を受けた子どもの心身の状況は「情緒的・心理的問題が残る」,「社会的問題行動をする」,「知的発達のおくれ等の障害に結びついている」,「強い攻撃性が残っている」等で,子どもが将来社会的に自立していくために極めて深刻

な影響が虐待によって表れている。児童相談所としては、深刻な事態に至る前に子どもの安心・安全を確保するため、今後も迅速な対応をモットーにしていきたい。

エ 児童養護施設で取り扱った法28条ケースについて

児童養護施設は、さまざまな事情で家族と一緒に暮らせなくなった子ども達が安心して生活し、地域の学校等に通うための施設である。戦災孤児の救済から始まったが、近年は施設と家族が協力し合って子どもの成長を見守ることを支援するようになり、家族との交流、面会や外泊も頻繁に行われ、早期家庭復帰が目指されている。

取り扱った法28条ケースについて、法28条決定確定までの経緯は、入所理由が実母による虐待、ネグレクトであり、入所後一時退所したものの、その後に近隣の情報等で虐待傾向が言われ始め、児童福祉司指導にしたが改善されず、一時保護委託されて法28条の申立となり、児童養護施設入所が決定したものである。

このケースの考察として、実母の身勝手と思われる行動の背景には、実母が病弱で精神的な病気があることが考えられ、また、実母の経済状況の影響も非常に大きいと思われる。実父が安定的に収入を得ていた時期には途切れ途切れでも交流があったが、実父の収入がなくなり、最終的に実母と離婚した時期には交流も途絶え、その後、実母が再婚して一定の精神的・経済的な安定が得られたと思われる時期には交流も再開していることから、このように親の精神的・経済的状况に子どもが振り回されるのはどうなのかと思う。法28条の改正に関しては、実母が法28条の措置に同意した背景の一つに児童相談所の頻繁な家庭訪問があったと思われ、その点で法28条の改正は効果があったのではないかと思う。他方、当該児童に対する児童福祉司や心理司の面接は2週間程度の間集中的に行われたが、面会回数の多さや同じ意思確認を違う者が何回も行うことは子どもによっては

負担が大きいと思われるので、少し配慮していただけないか。例えば、親に対しても親自身がどれだけ改善に努めたかを報告させて裁判所で判断する等、親の意識改革につなげるような取り組みを行うことができないか。

関わった法28条ケースでは、親が児童相談所に対し非常に強い拒否感を持っていて親子の再統合がなかなか前進していない。これを改善するため、例えば法的な措置として親に児童福祉司の指導を受ける義務を生じさせることはできないか。或いは、児童相談所以外の第三者機関でもいいので、親をコントロールする機関や人が必要ではないか。法28条ケースでは親子の交流が全くないまま施設退所することもあり、疑問に思うことがある。

オ 委員からの質問、意見により、概ね次のような協議がなされた。

少年関係委員から「更新の件数はどの位か。指導措置勧告では中身について何か言うのか。法28条事件は一時保護中に申立を行うのが通常だと思うが、それ以外の例があるか。事件処理の期間が長くかかっているケース、例えば7カ月を超えるものもあるようだが、原因を教えてほしい。」との質問があった。説明者から「更新の件数は、経過措置として長く入所しているケース全部を本年3月末までに更新するため、今は極端に多くの申立が来ている。それでも東京家裁本庁で十数件位で、4月以降は平成16年4月以降に採られた措置が散発的に来ると感じかなと思う。指導措置勧告は、基本的には審判書とは別紙で、少年の処遇勧告と同じような形式で、児童相談所長あてに裁判所として一番問題意識を持っている部分を、例えば保護者が暴行を躰という意識でしていたケースでは『躰と虐待の違いをきちんと認識してもらえるような指導をお願いしたい』といった形で、1枚紙に収まる程度で勧告している。一時保護なしの法28条事件は経験がないのでよくわからない。事件処理の期間は、なかなか保護者とコンタクトを採るのが難しいため、通常2・3カ月位かかっている。7カ月かかっているのは恐らく虐待の事実が否認されているようなケースだと思う。例

えば虐待の事実自体が深刻に争われるなど事実認定レベルで長くかかってしまうケースがあると聞いている。」との回答があった。また、他の説明者から「入所措置等をする場合に、親権者の同意が得られないと、児童養護施設等に一時保護委託をして、家庭裁判所に法28条審判を求め、審判が出たところで措置に切り換えることになる。」との回答があった。

弁護士委員から「八王子の承認の決定で、1年以上かかっているケースがあると聞いたので、手当てをしていただきたい。」との要望があった。また、「再統合プログラムがあり、承認を出す前に親と子どもとの調整の見通しを立て、それを踏まえて東京家裁で決定を出しているために、時間が掛かり、承認が出ずに延びているという話を聞いたがいかがか。」との質問があり、説明者から「再統合プログラムは児童相談所が保護者を指導する際のものであり、家庭裁判所が承認審判の際に検討するというものではない。指導措置勧告を検討して少し時間が延びることはあるかもしれないが、本来承認するかどうかの主たる問題であり、指導措置勧告は付随措置なので、そういうことがないようにという意識でしている。」との回答があった。また、他の説明者から「審判で勧告等が出ると、児童相談所は次の更新時期までの間に、カウンセリング等を組み込み、保護者側の希望等も入れて、再統合プログラムを作ることになる。」との回答があった。

弁護士委員から「面会通信制限の審判前の保全処分はかなり行われているのか。その申立から処分までどの位かかるか。」との質問があり、説明者から「八王子で1件あったと聞いているが、明確には把握していない。本庁ではまだない。基本的には検討事項が限定されているので、ほとんどの場合は迅速にされるのではないかと思う。」との回答があった。

弁護士委員から「児童相談所の相談件数等が非常に増えているということだが、家庭裁判所の件数の増加に対する対応はどのようになっているのか。」との質問があり、説明者から「児童相談所は大変な事務量の増大で

苦労されているという話を聞いている。裁判所の方は、非常に深刻な事件でそれ自体は大変だが、件数自体は倍以上とはいうものの全国で年間二百数十件であり、人的体制の整備というほどの影響は生じていないと考えている。」との回答があった。

少年関係委員から「法28条の申立のための答申にどの位の時間がかかるのか。そこに一つ審議会が挟まると迅速な対応ができないのではないかと。再統合にかなり努力していることが伺えたが、そもそも法28条審判の時点で再統合する努力よりも他の努力をした方がよいのではないかと。大変努力しているのは承知の上で、なかなか実現しない親もかなり多いことから、その努力が子ども達にきちんと伝わっていることを前提に、例えば里親を探す等の努力に振り向けてもいいのかなと思う。そういう意味で、このケースが法28条審判のその後として一般的なものが教えていただきたい。」との質問があった。説明者から「法28条申立は、一時保護期間中では無理で、委託して学校に通い始めて子どもの生活が安定した状況の中でやっていくことになるので、児童福祉審議会にかけるのは子どもを保護してから大体3カ月後位になる。法28条の申立は審議会が終わって1カ月以内にするので、必ずしも審議会にかけることで時間的なロスがあるわけではないと思う。再統合の努力よりも他の努力があるのではないかとということについては、イギリスの精神科医ポールビーが、子どもが愛着形成するのは特定の大人に対してで、その一番大事な時期は3歳位までだと言っている。その時期に親から虐待を受けるわけで、愛着形成ができないまま養育家庭や施設で成人まで育つことが子どもにとって本当に幸せなのか。虐待をする親の考え方を変えさせ、子どもが安心と安全を得られるような環境に戻していくのが良いのではないかと。子どもの将来の幸せを考えれば、そうした親も支援の対象と位置づけて、できる限りのことをやっていこうという立場でやっている。」との回答があった。

家事関係委員から「法28条で受けた子どもとそうでない子どもで、児童養護施設としては、法28条で受けた子どもの方が親との関係で処遇が大変なのか。それとも、法28条でない子どもでも親との関係では非常に苦労していて、必ずしも法28条で受けた子どもの親との関係の方が難しいわけではないのか。」との質問があった。説明者から「法28条で受けたケースは、やはり親との関係で非常に難しい。ただ、児童養護施設に入っている子ども達の半数以上が虐待で入ってきており、福祉司が頑張って承諾をとったため法28条でないというケースもかなりあるので、それ以外の子どもにもそれなりに難しい子はある。」との回答があった。また、他の説明者から「法28条ケースであろうがなかろうが難しい。逆に、法28条ケースだと面会通信の制限ができるが、同意ケースでは面会通信の制限ができないので、施設に親が夜中でも来る。そういうことから考えると、法28条ケースの方が大変だというのは違うかなと感じる。」との回答があった。

(2) 次回のテーマについて

次回のテーマとして、「犯罪被害者保護について」が提案され、了承された。

(3) 次回期日等について

今回は平成18年7月14日（金）午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。